

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現行
<p>【本編】</p> <p>Ⅲ 保険検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－２－１ 特定保険募集人の登録等事務</p> <p>(１) 特定保険募集人の登録（法第 276 条関係）</p> <p>①～⑤ [略]</p> <p>⑥ 登録申請書の添付書類 登録申請書の添付書類については、法第 277 条第 2 項各号及び規則第 214 条第 1 項各号に規定する以下の書類が添付されているか。 なお、添付書類の取扱いについては、法第 284 条の規定に基づく代理申請にあつては、原則として提示をもって足りることとし、提示後、代申会社等において常に提出できる状態で保管させるものとする。</p> <p>ア.～エ. [略]</p> <p>オ.規則第 214 条第 1 項第 3 号イに規定する「これに代わる書</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅲ 保険検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－２－１ 特定保険募集人の登録等事務</p> <p>(１) 特定保険募集人の登録（法第 276 条関係）</p> <p>①～⑤ [略]</p> <p>⑥ 登録申請書の添付書類 登録申請書の添付書類については、法第 277 条第 2 項各号及び規則第 214 条第 1 項各号に規定する以下の書類が添付されているか。 なお、添付書類の取扱いについては、法第 284 条の規定に基づく代理申請にあつては、原則として提示をもって足りることとし、提示後、代申会社等において常に提出できる状態で保管させるものとする。</p> <p>ア.～エ. [略]</p> <p>オ.規則第 214 条第 1 項第 3 号イに規定する「これに代わる書</p>

改正後	現行
<p>類」とは以下の書類を、口に規定する「これらに代わる書類」とは、商業登記簿謄本・抄本等をいう。</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 有効期限内の以下の書類の写し <u>運転免許証、健康保険証に代えて保険者から交付される資格確認書(令和7年12月1日までに限り健康保険証を含む)</u>、福祉手帳(精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳等)、年金手帳、旅券(パスポート)、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書又はマイナンバーカード</p> <p>(注)定款は、原本と相違ない旨の記載があるものであれば、原本の写しで差し支えない</p> <p>カ. [略]</p> <p>⑦～⑩ [略]</p> <p>(2)～(8) [略]</p>	<p>類」とは以下の書類を、口に規定する「これらに代わる書類」とは、商業登記簿謄本・抄本等をいう。</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 有効期限内の以下の書類の写し <u>運転免許証、健康保険証</u>、福祉手帳(精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳等)、年金手帳、旅券(パスポート)、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書又はマイナンバーカード</p> <p>(注)定款は、原本と相違ない旨の記載があるものであれば、原本の写しで差し支えない</p> <p>カ. [略]</p> <p>⑦～⑩ [略]</p> <p>(2)～(8) [略]</p>